

石油精製物質の有害性に関する試験及び報告書の作成業務に関する調査委託契約において、委託業務に従事していない者の人件費等を含めて算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大

1件 不当金額(支出) 3億5320万円

1 契約の概要

経済産業本省は、石油精製物質の有害性情報の収集・整理を行い、石油精製物質の適正管理に資することを目的として、平成17年度から20年度までの各年度に、「石油精製物質適正評価調査（発がん性、変異原性及び生殖発生毒性に関する有害性調査）」に係る4件の委託契約を株式会社三菱化学安全科学研究所（21年4月以降は三菱化学メディエンス株式会社。以下「会社」という。）と締結しており、委託費として計628,650,767円を支払っている。

経済産業本省は、会社から提出された委託業務に要した経費をまとめた実績報告書の審査等を行い、支払うべき額を確定することとしている。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

経済産業本省は、実績報告書と従事日誌を突合することにより実績報告書に記載された会社が要したとする経費は適正であるとして、委託費の額を確定していた。

しかし、本院が従事日誌の内容について、試験に従事した時間や内容が詳細に記録された会社のタイムカードと突合するなどして検査したところ、従事日誌では委託業務に従事したとしている社員が実際には全く委託業務に従事していなかったり、従事していても従事日誌に計上された時間よりも少ない時間しか従事していなかったりしていた。また、このほか、実績報告書には、委託業務に使用していない消耗品費も計上されていた。

したがって、委託業務に従事していなかった社員に係る人件費、委託業務に使用していない消耗品費等を除くなどして適正な委託費の支払額を算定すると計275,446,876円となり、前記委託費の支払額との差額計353,203,891円が過大となっていて、不当と認められる。